【様式１】

在宅療養後方支援体制に関する連携協定書

　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と神戸市立医療センター西市民病院（以下「乙」という）は、在宅療養中の患者が、緊急対応が必要になった場合の在宅療養後方支援の体制に関して、以下の通り協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、在宅療養中の患者の容態が悪化又は急変し、一時的な入院加療が必要となった場合に、患者の入院先の確保が円滑に行われることを目的とする。

（入院の受入れ）

第2条　乙は、前条の場合において、甲からの要請に基づき、可能な限り患者を乙において受け入れるものとする（ただし、乙の病床状況等により、救急受入れが困難な場合もある）。

1　乙は、紹介された患者の入院加療が困難と判断した場合は、速やかに協力病院等適切な医療機関へ紹介する。

2　乙は、患者の緊急時に迅速に対応するため、甲と3か月に1回、患者の情報交換を行う。

3　乙は、患者の容態が回復し、入院加療の必要性がないと判断した場合は、速やかに甲に報告し、退院後の在宅療養について協議を行うものとする。

（診療情報の提供）

第3条　甲が訪問診療を行っている患者であって、甲の求めによらない緊急入院において、乙から当該患者の診療情報の提供依頼があった場合は、甲が指定する期限内（当該患者の入院後24時間以内）に甲の保険医から、乙の保険医に対して当該患者の診療情報を提供することとする。

（協定期間）

第4条　協定期間は、締結した日から当該年度の末日までとする。

1　前項の協定期間が満了する日（以下「満了日」という）の1か月前までに、甲又は乙が特段の意思表示を行わないときは、この協定は、満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降同様とする。

（その他）

第5条　甲及び乙は、本協定で知り得た患者の個人情報並びに業務上の秘密事項を、関係法令に基づき適切に管理するものとする。

1　本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　乙　　所在地　神戸市長田区一番町2丁目4番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　神戸市立医療センター西市民病院

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　院長　中村　一郎